

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 消防力の整備指針</p> <p>第1条2項 市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備するものとする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 消防組織法 <p>第 2 3 条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律の定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員は条例で定める。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 茅ヶ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 <p>第 1 3 条 団員には、別表第 1 による報酬を支給する。</p> <p>第 1 7 条 団員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に退職報償金を支給する。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 道路交通法 第 7 4 条の 3 自動車の使用者は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。・ 道路運送車両法 第 4 8 条 自動車の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 消防法第20条第2項 消防に必要な水利施設は当該市町村がこれを設置し、維持及び管理するものとする。ただし、水道については、当該水道の管理者がこれを設置し、維持及び管理するものとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 水道法第24条第2項 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>救急救命士法 (他の医療関係者との連携)</p> <p>第45条 救急救命士はその業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>救急救命士法 (他の医療関係者との連携)</p> <p>第45条 救急救命士はその業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>第12条 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める基準に従わなければならない。</p> <p>第12条の3 産業廃棄物を生ずる事業者が運搬又は処分を他人に委託する場合には、受託した者に対し、産業廃棄物の種類及び数量、受託した者の氏名または名称を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。</p> <p>第12条の2第8項 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は当該事務事業場に係る当該特別管理産業廃棄物管理者を置かなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 消防組織法第 39 条 市町村の消防の相互の応援に関する規定・ 消防組織法第 44 条、第 45 条 緊急消防援助隊等に関する規定・ 消防組織法第 40 条 消防統計等の報告に関する規定

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>救急救命士法 （他の医療関係者との連携） 第45条 救急救命士はその業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・都市計画法第32条</p> <p>第1項 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>第2項 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。</p> <p>第3項 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。</p> <p>・茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例第10条</p> <p>特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について市長と協議しなければならない。</p> <p>(1) 第3章第1節に規定する公共施設の設置及びその管理</p> <p>(2) 第3章第2節に規定する公益的施設の設置又は整備及びその管理</p> <p>(3) 第36条に規定する緑化</p> <p>(4) 第37条に規定する農業用水の保全</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 消防法第20条第2項 消防に必要な水利施設は当該市町村がこれを設置し、維持及び管理するものとする。ただし、水道については、当該水道の管理者がこれを設置し、維持及び管理するものとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 水道法第24条第2項 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用を使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。